

5 高私助第 22 号
令和 5 年 12 月 5 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

桐 生 崇

令和 5 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（通知）

日頃より、私立学校施設整備に御尽力いただきありがとうございます。

令和 5 年度における標記事業について、下記のとおり追加の募集を行います。

応募に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1. 募集事業

交付決定日以降に着手し、令和 5 年度内に完了する以下の事業が募集対象です。

※交付決定日については令和 6 年 2 月頃を予定していますが、財務省との調整により、時期に変更の生じる可能性があります。

【募集対象】

1. 施設高機能化整備事業

教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内 LAN 整備のみ）

2. 防災機能強化施設整備事業

①耐震補強工事 ※耐震診断費のみの事業も対象

②非構造部材の耐震対策

③防災機能強化事業

④防犯対策

⑤耐震改築工事

3. 施設環境改善整備事業（空調（熱中症対策））

4. エコキャンパス推進事業（照明設備の省エネルギー（LED）化工事）

各学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における耐震化率（「私立学校施設の耐震改修状況調査」（高校等）における耐震化率）が、令和4年度末時点で93.8%を下回る学校法人は、上記1、3及び4の事業へ応募する場合には、原則として、構造体の耐震化（上記2.①及び⑤）のいずれかについて、1以上の事業に応募することが必要です。（耐震化率が93.8%未満の学校法人が、構造体の耐震化（上記2.①及び⑤）に係る事業に応募せず、上記1、3及び4の事業に応募した場合には、採択の対象外といたします。）

ただし、以下に示すような特段の事情がある場合には、その限りではないため、計画調書にその旨を記載し、耐震化について機関決定を行った資料等を提出してください。

[特段の事情の記載例]

- ・今年度、既に耐震補強（又は耐震改築）工事に応募済みである。
- ・○○の理由により、現在耐震化されていない施設を全て令和○年に取り壊すこと^注が決定しているため、実施する耐震化事業が存在しない。
- ・改修困難な重要文化財の施設を有しており、当該施設（○○棟○○m²）を除いた耐震化率は○○%であり、93.8%を上回る。
- ・令和○年度までに耐震化が完了する予定^注である。

注：令和10年度までに耐震化が完了する計画である事

【補助金額】 1／3以内 ※一部1／2以内（別添参照）。

交付要綱等において補助事業費の上限額（別添参照）が設定されていない場合、1事業あたりの上限額は、予算の範囲内で調整することができます。（耐震改築においては上限額に調整率を乗じた額が上限）

また、今後着手する複数年度にわたる事業については、年度毎に設定する上限額に基づき各年度の国庫補助金額を算定するため、各年度の応募状況により調整の内容が変更となる可能性があります。

【優先順位付け】

応募事業が予算を超過した場合には、事業採択に際し非構造部材の耐震対策実施状況等で優先順位付けを行います。

2. 計画調書等の提出方法等

（1）提出書類

計画調書等については、別添の「計画調書作成要領」に基づき、指定の様式で作成し、作成した計画調書等については、（3）に記載の提出先URLからアップロードする形式で提出してください。セキュリティシステムの都合により、アップロードが難しい場合には、メール添付にてご提出いただく形式でも結構です。

※Zip化せず、複数ファイルを一度にアップロードしてください。

※一度提出した後に修正等により差替えが必要となった場合は、アップロードを行わずメールに添付する形式で提出してください。

(2) 提出期限

令和6年1月10日（水）【厳守】

(3) 提出先 URL

<https://mext.ent.box.com/f/2b70c91b320b48a882599ccc8a7258a9>

(メール提出の場合) 提出先メールアドレス

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係 (josei2@mext.go.jp)

3. 留意事項

(1) 応募に係る各種資料の提出は、所轄の都道府県を経由して提出してください。都道府県を経由せず文部科学省へ直接資料を送付した場合、受理せず返送します。

(2) 交付決定日以降に着手し、令和5年度（令和6年3月31日まで）内に完了する事業が補助対象となります。

なお、交付決定後に生じたやむを得ない事由により、事業完了が交付決定年度の翌年度となる場合、各都道府県において各地方財務局と調整の上、繰越手続きを行ってください。

※必ずしも繰越が承認されるとは限りません。

※明許繰越及び事故繰越の事由については以下 URL を参照ください。

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook.html>

(3) 補助事業の業者選定については、適正性及び透明性が求められますので、交付要綱第9条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」に従い、原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定してください。

入札によることができないやむを得ない事由（契約金額が少額の場合等）がある場合には、3者以上の業者による見積を微取してください。

なお、指名競争入札又は見積の微取を辞退した業者を3者の中に含めることは認めないため、指名競争入札において辞退者が生じた場合であっても3者以上の競争等となるよう多くの業者を指名する等の工夫を行ってください。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行う場合には、事前に文部科学大臣の承認が必要となります。

(5) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適

正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当するため、公開の対象となります。

(6) 都道府県においては、学校法人から提出のあった計画調書等の資料に不備等がないか、必ず事前に御確認願います。

[送付資料]

- ・令和5年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集について（依頼） [本通知文]
- ・計画調書様式
- ・過去の検査院指摘事例・Q & A
- ・建築工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

[参考（適用法令等）URL]

- ・[補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）](#)
- ・[補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）](#)
- ・[私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）](#)

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2746)

Mail : josei2@mext.go.jp

別添

○ 私立学校施設整備における各事業の補助対象事業経費の下限額及び上限額(小学校～高校等)

対象学校: 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(前期課程、後期課程)、
特別支援学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部)

…募集対象事業

補助対象事業		下限額	上限額
施設高機能化整備事業	① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 ・教室の情報化に関連した校内LAN整備 ・情報教室、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事	1校あたり 250万円以上	1校あたり 3,000万円以下
	② 特別教室及び多目的室、図書室の整備	1校あたり 1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下
	③ 校舎等のバリアフリー化整備	1校あたり 300万円以上	
	④ カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	1校あたり 400万円以上 (改造費が300万円以上)	
防災機能強化施設整備事業	⑤ 耐震補強工事	1校あたり 400万円以上	なし
	⑥ 非構造部材の耐震対策工事	なし	1校あたり 2億円以下
	⑦ 防災機能強化事業 ・備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災施設の整備、⑤と一緒に整備する自家発電設備	なし	1校あたり 2億円以下
	・自家発電設備の単体整備	1校あたり 200万円以上	1校あたり 500万円以下
安全管理対策(防犯)【補助率1/3】	安全管理対策(防犯)【補助率1/3】	1校あたり 400万円以上	1校あたり 2億円以下
	⑧ 安全管理対策(防犯)【補助率1/2】 対象学校: 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	1校あたり 100万円以上	1校あたり 1000万円以下
	⑨ 安全管理対策(アスベスト)	なし	なし
	⑩ 耐震改築工事	なし	なし
エコキャンパス推進事業	⑪ 津波移転改築工事	なし	なし
	⑫ 特別支援学校の老朽改築工事	なし	なし
	⑬ 新エネルギー活用型	1校あたり 1,000万円以上	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下
	⑭ 省エネルギー型・省資源型 ※照明設備のLED化	1校あたり 1,000万円以上	
施設備環境事業改善	⑮ 木材利用型	1校あたり 1,000万円以上	
	⑯ 緑化推進型 ・建物緑化	1校あたり 500万円以上	1校あたり 1,000万円以下
	・屋外緑化	1校あたり 500万円以上	1校あたり 1,000万円以下
	・グラウンド芝生化(暗渠排水、表面排水、芝張り等を一体で整備するものを対象)	1校あたり 2,000万円以上	1校あたり 9,000万円以下
施設備環境事業改善	⑰ トイレ改修工事	1校あたり 200万円以上	1校あたり 2億円以下
	⑱ 空調設備等工事	1校あたり 200万円以上	1校あたり 2億円以下

※⑤のうち、耐震診断費のみの事業については、下限額と上限額はなし。

令和5年度 事業計画書 作成要領

目 次

1 補助対象範囲・事業対象経費の原則	… 5 P
1 – 1 補助対象範囲	
1 – 2 補助対象経費	
1 – 3 耐震化率が平均を下回る場合の制限	
1 – 4 各事業の応募事業量が予算を超過した場合の取扱いについて	
2 事業応募単位	… 6 P
3 事業計画書作成上の注意事項	… 6 P
3 – 1 様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/8-1/9-1/10-1] の共通事項	
3 – 2 様式 [2-2/3-2/4-2/5-2/6-2/8-2/9-2/10-2] の共通事項	
3 – 3 事業名称等	
3 – 4 採択理由書	
3 – 5 工事予定施設の配置図・平面図（様式自由）	
3 – 6 入札の結果が分かる書類又は見積書の写し	
3 – 7 構造体の耐震化率の考え方	
3 – 8 非構造部材の耐震対策実施率及び避難所指定施設のバリアフリー化の考え方	
4 事業計画書の提出方法	… 9 P
4 – 1 提出形式	
4 – 2 提出方法	
5 施設高機能化整備事業	… 11 P
5 – 1 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内 LAN 整備）	… 11 P
5-1-1 応募書類	
5-1-2 補助対象経費	
5-1-3 補助対象外経費	
5-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
5-1-5 事業計画書作成上の注意事項	
5 – 2 校舎等バリアフリー整備 ※今回募集なし	… 12 P
6 防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震改築工事を除く）	… 12 P

6 – 1 耐震補強工事	…12P
6-1-1 応募書類	
6-1-2 補助対象経費	
6-1-3 補助対象外経費	
6-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
6-1-5 事業計画書作成上の注意事項	
6 – 2 耐震診断	…16P
6-2-1 応募書類	
6-2-2 補助対象経費	
6-2-3 耐震診断方法の適用	
6-2-4 補助対象外経費	
6-2-5 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
6-2-5 事業計画書作成上の注意事項	
6 – 3 非構造部材の耐震対策	…18P
6-3-1 応募書類	
6-3-2 補助対象経費	
6-3-3 補助対象外経費	
6-3-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
6-3-5 耐震点検の参考資料	
6 – 4 防災機能強化事業	…19P
6-4-1 応募書類	
6-4-2 補助対象経費	
6-4-3 補助対象外経費	
6-4-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
6 – 5 安全管理対策（防犯対策）	…20P
6-5-1 応募書類	
6-5-2 補助対象経費	
6-5-3 補助対象外経費	
6-5-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
6 – 6 アスベスト対策工事 ※今回募集なし	…21P
7 耐震改築工事	…21P
7 – 1 事前相談	…21P
7 – 2 応募書類	…21P
7 – 3 補助対象要件	…22P

- 7-3-1 改築（解体）対象となる既存建物
- 7-3-2 新棟の整備場所に関する条件
- 7-3-3 新棟の建築計画に関する条件と補助対象範囲
- 7-3-4 補助対象範囲の条件とその面積
 - 7-3-4-1 建物用途による条件
 - 7-3-4-2 新棟を使用する学校による条件
 - 7-3-4-3 解体建物が複合用途である場合の条件
 - 7-3-4-4 解体建物を複数の学校で共用している場合の条件
 - 7-3-4-5 複合用途の解体建物を单一用途の新棟として整備する場合や複数の学校で共用している解体建物を单一の学校が使用する新棟として整備する場合の条件

7-4 補助対象経費

…26P

- 7-4-1 耐震診断費
- 7-4-2 実施設計費
- 7-4-3 工事費
 - 7-4-3-1 新棟の建設工事費
 - 7-4-3-2 新棟の周辺整備費
 - 7-4-3-3 工事監理費
 - 7-4-3-4 既存建物の解体工事費
 - 7-4-3-5 仮設建物に係る経費

7-5 その他の補助要件

…28P

- 7-5-1 耐震診断の適用基準
 - 7-5-1-1 RC造・SRC造の建物
 - 7-5-1-2 S造の建物〔校舎等〕
 - 7-5-1-3 S造の建物〔屋内運動場〕
 - 7-5-1-4 上記以外の構造の建物等
- 7-5-2 地域係数「Z」の取扱い
- 7-5-3 耐震補強工事を行うことが不適当であると認められる場合の条件
 - 7-5-3-1 構造体のコンクリート強度の評価等
 - 7-5-3-2 技術的に補強を行うことが困難な場合
 - 7-5-3-3 技術面・教育研究機能面等から総合的に見て補強での対応が困難な場合
- 7-5-4 耐震診断等の公的機関等の確認

7-6 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

…30P

7-7 事業計画書作成上の注意事項

…30P

- 7-7-1 計画調書〔様式8-1〕
- 7-7-2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳〔様式8-2〕
- 7-7-2 建物工事費調書〔様式8-3〕
- 7-7-3 耐震診断報告書等の写し
- 7-7-4 計画図面等

7-7-5 提出書類チェック表 [様式 8-5]

(別添) 耐震改築工事の補助単価等 … 33P

8 エコキャンパス推進事業 … 36P

8-1 照明設備の省エネルギー(LED)化工事 … 36P

8-1-1 応募書類

8-1-2 補助対象経費

8-1-3 補助対象外経費

8-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

9 施設環境改善整備事業 … 36P

9-1 空調設備等工事 … 36P

9-1-1 応募書類

9-1-2 補助対象経費

9-1-3 補助対象外経費

9-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

1 補助対象範囲・事業対象経費の原則

1-1 補助対象範囲

学校法人が設置する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（以下「私立学校」という。）において実施する事業のうち、**交付決定以降に着手**（契約等）し、**契約年度内に完了する事業**が対象です。

重要！交付決定前に着手した場合は、補助対象外となります。

各事業の補助対象要件を満たす事業を補助対象とし、次の**1)～6)**の事項に該当する場合は、**補助対象外**です。

- 1) 新築の建物への改修・改造工事等に要する経費
- 2) 主として児童生徒以外の者の利用に供する施設（事務局・理事長室等）に係る経費
- 3) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- 4) 増築・改築・増床工事に係る経費
- 5) 基本設計及び工事監理に係る経費（耐震改築事業（新棟分）のみ工事監理費も対象）
- 6) 各事業の趣旨・目的に照らし、必要性を合理的に説明できない経費

重要！主な目的が老朽改善や維持管理にあると判断される工事については、補助対象外となります。

1-2 補助対象経費

原則として、国や地方公共団体の契約方法にならい、**入札などの競争により契約先・契約金額を決定**してください。

入札等を実施することができないやむを得ない事由（**単なる手続きや事務の簡素化は不可**）がある場合には、**参加者が3者以上の見積合わせ**などにより**業者選定**を行ってください。なお、指名競争入札や見積合わせにおける辞退者を3者に含めることは認めません（耐震診断費や実施設計費等、工事着工前支払分も同様。）。

応募する事業が補助対象と補助対象外に分かれる場合は、採択した入札書の写し等にマーカー等を用いて分かりやすく明示し、按分により補助対象経費を算出した場合には、按分に係る根拠資料を添付（様式自由）してください。

重要！実施設計費は、各事業の補助対象となる工事に係る部分のみが対象となります。

1-3 耐震化率が平均を下回る場合の制限

令和4年度末時点の耐震化率が93.8%未満の法人が「校内LAN」「施設環境改善整備事業（空調）」「エコキャンパス推進事業（LED化）」の事業に応募する場合には、原則として「耐震診断」「耐震改修（補強）工事」「耐震改築」（以下「耐震補強等」という。）に応募していることを条件としています。

1-4 各事業の応募事業量が予算を超過した場合の取扱いについて

各事業の応募事業量が予算を超過した場合には、**非構造部材の耐震対策実施率及び避難所指定施設のバリアフリー化の対応率**を点数化し、得点の高い順から採択します。

2 事業応募単位

応募は、学校法人が設置する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）の学校単位・事業ごとに行ってください。

法人内の複数の学校（小学校・中学校・高等学校など）が共用する施設の事業を応募する合は、経費を合理的な方法で算出（按分の根拠を任意様式で提出）し、学校ごとに応募してください。

重要！補助対象事業経費の下限額は、学校ごとの経費にそれぞれ適用されます。

なお、耐震改築工事において次のア～ウに該当する場合は、一括応募となります。

ア 同じ学校法人の異なる学校（例：中学校と高等学校など）が共用している既存建物を改築する場合

イ 異なる学校が使用している1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合

ウ 異なる学校が使用している複数棟の既存建物を1棟に合築して整備する場合

なお、学校ごとに算出した経費がそれぞれ補助対象事業経費の下限額以上の場合には、一括応募が可能です。一括応募を行う場合には、一括申請であることを明確にするため、事業名称に（一括応募）と記入（例「〇〇学校耐震補強工事（一括応募）」）し、備考欄に学校ごとの経費を明示してください。

3 事業計画書作成上の注意事項

各事業固有の注意事項については、各事業の項でご確認ください。

重要！事業計画書は、事業ごと（1事業で1つのファイル）に作成する必要があります。

3-1 様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/8-1/9-1/10-1] の共通事項

様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/8-1/9-1/10-1] については、次の1)～8)に従って記入してください。

- 1) 「管理責任者所属・職・氏名」欄は、当該施設を直接管理する者を記入すること。
- 2) 「構造」欄は、該当するものに○を付すこと。該当がない場合には直接記入すること。
- 3) 「工事契約予定日」「工事完成予定日」欄は、令和〇年〇月〇日と記入すること。
- 4) 「補助対象経費」が補助対象上限額を超える場合は、補助対象上限額を記入すること。

※補助対象上限額は、各事業の項を参照

- 5) 「補助希望額」欄は、「補助対象事業経費」に各事業に応じた補助率の範囲内で補助希望額を記入すること。
※千円未満は切り捨て
- 6) 「改修施設の現在の利用状況」欄は、事業対象施設の現在（改修工事前）の利用状況について具体的かつ簡潔に記入すること。
- 7) 各経費について、**様式内で齟齬が生じないよう確認**すること。
- 8) 他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断計経費等、補助対象外であることが明白な経費については、計画調書への記載及び関係書類の提出を省略すること。

3-2 様式 [2-2/3-2/4-2/5-2/6-2/8-2/9-2/10-2] の共通事項

様式 [2-2/3-2/4-2/5-2/6-2/8-2/9-2/10-2] については、次の1)～6)に従って記入してください。

- 1) 様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/8-1/9-1/10-1] の事業経費の内訳と対応する項目ごとに

記入すること。

様式には、按分や補助対象外による経費についても記入し、**入札金額と整合する形で作成**すること。

費税等については、適宜按分し分かりやすく整理すること。

- 2) 「工事明細」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」などの入札書等に記載の工事名称のほか細目を記入すること。
- 3) 「内容・目的」欄は、**事業対象建物や内容が明瞭に判別できるように記載**すること。
(例) 2号館耐震補強工事(鉄骨ブレースの設置)
- 4) 「数量」欄は、施工面積や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく単位とともに数量を記入すること。
- 5) 様式の欄が不足する場合や様式に記入し難い場合は、適宜欄の追加や別紙(様式任意)に記入すること。
※1枚に納めるための省略は不可
- 6) 「金額」欄は、円単位で記入し、1円未満の端数は切り捨てること。
※合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上

3-3 事業名称等

各事業の名称等については、次の1)~3)に従ってください。

- 1) 「事業名」は、各事業に相応しい簡潔な名称とし、**施設を複数の学校で共用**している場合は、各学校間で同一名称とならないよう、「○○事業(小学校)」「○○事業(中学校)」などと表記し、**容易に判別可能**な記載とすること。
また、**複数年に渡る工事**の場合は「○○事業(第Ⅰ期)」等と表記し、複数年に渡る工事である事が**容易に判別可能**な記載とすること。なお、交付決定時において、便宜上事業名を若干修正する場合がある。
- 2) 「改修施設名称」「対策工事施設の名称」欄には、事業を行う**施設の名称を具体的に記入**すること。
- 3) 「建築年月日」欄には、建物が**完成した年月日**(該当建物が**増築部分**の場合は、**増築部分が完成した年月日**)を記入すること。
また、**該当建物が複数**ある場合には、**最大面積の建物が完成した年月日**を記入し、他の建物については別紙(様式任意)に記入し添付すること。

3-4 採択理由書

各事業に係る業務(耐震診断・分析調査・実施設計・工事・工事監理)の業者選定(入札等)ごとの結果を記入する「採択理由書」は、次の1)~6)に従って作成してください。なお、各経費の妥当性について、**十分に精査**していただくようお願いします。

- 1) 「採択理由書」は業務(耐震診断・分析調査・実施設計・工事・工事監理)ごとに別葉で作成すること。
- 2) 「採択業者区分」欄は、上記「耐震診断業者」「調査分析業者」「設計業者」「施工業者」のいずれかを記入すること。
- 3) 入札参加者が多数存在し、「不採択業者」欄が不足する場合には、**行を追加**して記入すること。
- 4) 「採択業者」欄の**入札金額**は、以下ア~オのとおり**各経費と一致**させること。
 - ア 耐震診断:「耐震診断費」
 - イ 調査分析:「調査分析費」
 - ウ 実施設計:「実施設計費」

工 工 事：「各事業に係る総工事費」

オ 工事監理：「工事監理費」

5) 「業者採択理由」欄には、以下ア～エに従って記入すること。

ア 最低価格の者を採択した場合には、「**最低価格の者を採択**」と記入

イ プロポーザル方式や総合評価落札方式など**金額以外の要素を加味して選定した場合**には、**その内容を具体的に記入**

ウ 指名競争入札や見積合わせを採用した場合には、指名競争入札や見積合わせの**参加者の選定理由**を記入

エ 参加各者の入札書や見積書の日付が一致しない場合には、提出を求めた入札書等の提出期間や開札日を記入

6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により**業者選定後に金額が変更した場合**に、**変更前後の金額や変更理由**を記入すること。

3-5 工事予定施設の配置図・平面図（様式自由）

図面は、事業内容や面積・施設用途などの確認が可能な範囲で厳選し、補助対象範囲を明示（マーカー等で対象範囲を囲むなど）してください。

3-6 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し

入札書の写し等の根拠資料は次の1)～5)に従って提出をお願いします。（原本証明不要）

1) **採択した者**の入札書等の右上に「**採択**」と赤字で記入し、**総額と内訳**を提出すること。

2) **総事業経費と補助対象経費が異なる場合は**、マーカー等を用いて**補助対象経費を明示**すること。

3) **不採択の者**の入札書等の右上に「**不採択**」と黒字で記入し、**合計金額がわかる部分のみ**（表紙等）を提出すること。

4) 教育設備を整備する場合は、**性能等が記載された仕様書**を提出すること。

5) **事業目的の特殊性**などのために必要な装置等の仕様が厳格に規定されており、**相手先が必然的に特定**される場合には、「一手販売証明書」や「独占販売証明書」などの**特定の者が当該装置等を独占的に取り扱っていることを証明した書類**を添付すること。

重要！証明書類が提出されない場合は、補助対象外となります。

3-7 構造体の耐震化率の考え方

1-3（耐震化率が平均値を下回る場合の制限）に記載のとおり、**令和4年度末時点の耐震化率が93.8%未満**の法人が「校内 LAN」「施設環境改善整備事業（空調）」「エコキャンパス推進事業（LED化）」に応募する場合は、原則として「**耐震補強等**」に応募していることを条件としますので、様式2-1・9-1・10-1の「**耐震化率**」欄などには、次の1)～3)に従って**必要事項**を記入してください。

1) 計画調書に記載する「**耐震化率 (%)**」は、「**令和4年度私立高等学校等の実態調査について**（依頼）」において回答した令和4年4月1日時点の耐震化率を基本としますが、調査時点以降、耐震補強工事の実施等により**耐震化率が更新されている場合**には、**更新後の数値**を記入してください。

注意！耐震化率算定例

学校法人文科省学園が A 小学校と B 中学校を設置している場合

[A 小学校] 新耐震基準 1 棟・旧耐震基準（耐震化完了）：2 棟 計 3 棟

[B 中学校] 新耐震基準 3 棟・旧耐震基準（耐震化未了）：1 棟 計 4 棟

耐震化完了建物数（3+3）／全建物数（3+4） = 0.857 → **85.7%**

- 2) 1) の耐震化率が 93.8% 未満の法人が「校内 LAN」「施設環境改善整備事業（空調）」「エコキャンバス推進事業（LED 化）」の事業に応募する場合は、「耐震補強又は耐震改築への応募状況」欄において、プルダウンにより「○」か「×」を選択してください。（耐震化率が 93.8% 以上の法人は、2) 3) の記入は不要です。）
- 3) 「耐震補強又は耐震改築への応募状況」欄で「×」を選択した法人（耐震化率 93.8% 未満の法人）については、「耐震補強又は耐震改築へ応募なしの理由」欄に、令和 5 年度事業として耐震補強等に応募していない理由を記入してください。

重要！耐震化率が 93.8% 未満の法人が、「耐震補強等」の事業に応募せず「耐震補強等」以外の事業に申請する場合は、学校法人として令和 10 年度までに耐震化が完了する計画を機関決定することが必要（根拠資料の提出が必要）となります。詳細は事業募集通知文「1. 事業募集」【募集対象】をご参照ください。

3-8 非構造部材の耐震対策実施率及び避難所指定施設のバリアフリー化の考え方

1-4（各事業の応募事業量が予算を超過した場合の取扱いについて）に記載のとおり、非構造部材の耐震対策実施率及び避難所指定施設のバリアフリー化の対応率を点数化し、得点の高い順から採択しますので、様式 2-1・9-1・10-1 の「吊り天井を有する棟における屋内運動場等の吊り天井落下防止対策」欄などには、次の 1) ~ 3) に従って必要事項を記入してください。

- 1) 計画調書に記載する「<屋内運動場等> 吊り天井を有する棟における落下防止対策実施率」「<屋内運動場等> 吊り天井を有していない棟における落下防止対策率」及び「屋内運動場等以外の非構造部材の耐震対策実施率」は、「令和 4 年度私立高等学校等の実態調査について（依頼）」において回答した令和 4 年 4 月 1 日時点の耐震化率を基に算出した数字を記入してください。調査時点以降対策実施率が更新されている場合には、更新後の数値を記入してください。
- 2) 「学校における避難所指定施設の有無」は、事業を応募する学校における避難所指定施設の有無をプルダウンにより選択してください。
なお、避難所指定施設がないことをもって、優先順位付けの際に不利になることはありません。
- 3) 2) で「②学校に避難所指定施設がある」と回答した場合のみ「避難所指定施設におけるバリアフリー化対応率【段差解消】【バリアフリートイレ】」を記入してください。

4 事業計画書の提出方法

複数の事業を応募する場合は、事業ごとに必要書類の作成をお願いします。

4-1 提出形式

事業計画書の Excel ファイルは、事業・学校ごとに 1 ファイルで作成し、複数事業を 1 つの Excel ファイルにまとめないようにしてください。

必要書類は、次の 1)・2) に従って提出してください。

- 1) 計画調書や見積書等のファイルタイトルには、
【都道府県名】_【事業区分】_【学校法人名】_【学校名】を頭に付けてください。

 - 2) ファイルタイトルに含まれる【事業区分】には、事業ごとに次の文言を入れてください。
 - ア 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内LAN整備）の場合
…【校内LAN】
 - イ 校舎等バリアフリー化整備の場合…【バリアフリー】※今回募集はありません。
 - ウ 耐震補強工事の場合…【耐震補強】
 - エ 耐震診断の場合…【耐震診断】
 - オ 非構造部材の耐震対策の場合…【非構造】
 - カ 防災機能強化事業の場合…【防災】
 - キ 防犯対策の場合…【防犯】
 - ク アスベスト対策の場合…【アスベスト】※今回募集はありません。
 - ケ 耐震改築事業の場合…【耐震改築】
 - コ 施設環境改善整備事業（空調）の場合…【空調】
 - サ エコキャンパス推進事業の場合…【エコ】
- (例) 【東京都】_【耐震補強】_【文科省学園】_【文科高等学校】 等

4 – 2 提出方法

提出期限（令和6年1月10日）までに、必要書類を下記のURLにアップロードしてください。

<https://mext.ent.box.com/f/2b70c91b320b48a882599ccc8a7258a9>

セキュリティシステムの都合により、指定のURLにアップロード出来ない場合は、電子媒体をメールに添付する形式で提出（josei2@mext.go.jp）してください。

以下の例にならい、ファイルタイトルを付してアップロードしてください (Zip化不要)。

(例)

- ・【東京都】_【耐震補強】_【文科省学園】_【文科高等学校】計画調書.xlsx
- ・【東京都】_【耐震補強】_【文科省学園】_【文科高等学校】耐震診断報告書等の写し.pdf
- ・【東京都】_【耐震補強】_【文科省学園】_【文科高等学校】計画図面.pdf 等

5 施設高機能化整備事業

5-1 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内 LAN 整備）

5-1-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式2-1～2-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 実施設計費・工事費に係る入札結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（様式自由）
- 5) 交付申請書（別紙様式1及び別紙1（事業明細書））

6-1-2 補助対象経費

私立学校^{注1}において、教育内容・方法等の改善のために行われる教育の情報化に必要な次の1)～5)の要件等を満たす経費が対象です。

注1：高等学校（職業学校等併設校の場合を含む）と中等教育学校の後期課程は、普通科のみが対象となります。

- 1) 通常の授業において専ら児童生徒に対する教育用として利用する、情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブルなどの敷設工事（校内 LAN の新設・増設・更新）であること。（応募時には整備する LAN の所要メートル数を記入すること。）

重要！ 更新の場合には、既存 LAN ケーブルの規格・性能を上回る（提出資料で既存の LAN ケーブルと更新後の LAN ケーブルの規格性能を明示してください。）ことが必要となります。

- 2) 1) の校内 LAN 整備の実施に際し必然的に必要となる仕上げ等の撤去・復旧に要する経費
- 3) 実施設計費
- 4) 1)・2) の整備に伴い必然的に設置しなければならないルーター・ハブ・情報コンセント・無線アクセスポイント（校内 LAN として機能するために必要最低限のものに限り、可搬型を除く）や当該機器等の調整・工事期間中の PC 等端末の調整などのための経費
- 5) 無線アクセスポイントの稼働に必要不可欠（必要不可欠な理由を計画調書に記載すること。）なライセンス（事業実施年度分のみ対象）

重要！ 幹線・支線ケーブル（公共ケーブルからの引込を含む）の敷設に要する経費が対象となります。
幹線・支線ケーブルの敷設を伴わない、無線アクセスポイント等、機器等の設置等が主目的と判断される事業は補助対象外となります。

5-1-3 補助対象外経費

次の1)～3)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) 私立高等学校等 ICT 教育設備整備推進事業の対象設備
- 2) 理事長室・校長室・職員室・事務室・生徒会室・課外活動用の部室など、専ら児童生徒が通常の授業において利用しない部分
- 3) 改造工事を行わずに教育設備を設置する場合
- 4) 予備機・無線 LAN コントローラ・サーバー・ファイアウォール・セキュリティシステムなど、構内 LAN の整備に直接必要でないもの

5) 校内 LAN の構成に際し、**一体不可分かつ必要不可欠でないもの**

重要！保守費・リース費は、事業実施年度分であっても補助対象外となります。

5-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1／3 以内
- 下限額 250万円以上
- 上限額 3,000万円以下

5-1-5 事業計画書作成上の注意事項

[改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（A4縦：2枚以内）について]

次の1)～3)の事項に注意して作成してください。

- 1) 改造工事を必要とする理由及び**改造工事後の授業計画**を分かりやすく記入すること。
- 2) 教育内容・方法等の改善のために行う改造工事により、どのように施設の高機能化が図られ、**教育上、児童生徒にどのような効果**をもたらすのかについて、具体的かつ分かりやすく記入すること。
- 3) 授業計画書については、教育内容・方法等の改善を踏まえ、改造工事後の具体的な授業計画を記載すること。

重要！提出期限までに必要書類の提出を確認できない場合は、原則として補助対象外となります。

5-2 校舎等バリアフリー整備 ※今回募集なし。

6 防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震改築工事を除く）

6-1 耐震補強工事

6-1-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

- 1) 令和5年度学校施設耐震改修工事等計画調書（様式3-1～3-4）
- 2) 耐震診断報告書等の写し（耐震補強工事前後のI s 値が分かる部分のみ）
- 3) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 4) 耐震診断費・実施設計費・工事費に係る入札結果等が分かる書類や見積書の写し
- 5) 交付申請書（別紙様式1及び別紙1（事業明細書））

6-1-2 補助対象経費

大規模災害（自然災害）発生時における児童生徒等の安全確保のために行われる**耐震補強工事に必要な**（表1）に掲げる経費であり、次の1)～6)の要件等を満たす経費が対象です。

- 1) **新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物**^{注5}（校舎・講堂・屋内運動場その他の体育施設・児童生徒等の寄宿舎・図書館・食堂・課外活動施設・学外研修施設・福利厚生施設など（事務局棟や管理棟など学校法人が「法人管理」部門として管理している建物を除く。）ただし、築30年以上の建物は補強後の使用年数を要検討のこと。）のうち、以下ア～ウいずれかの基準に該当すること。

^{注5}：「新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以降に建築された建物」であっても、**旧耐震基準で建築確認を行った建物は、補助対象となります。**

ア 鉄筋コンクリート（RC）造・鉄骨（S）造・鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造の建物の構造耐震指標（以下「Is値」という。）が、おおむね0.7に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（以下「q値」若しくは「Ctusd値」という。）が、**おおむね1.0（Ctusd値の場合は0.3）に満たないこと。**

イ 木（W）造の建物の構造耐震指標（以下「Iw値」という）が、**おおむね1.1に満たないこと。**

ウ Is値が、**おおむね1.0以下**であり、**補強を必要とする特別な理由があると認められること**

※上記の耐震性能等の判断にあたっては、**棟ごとに最も低い値を適用する。**

2) **補強後のIs値はおおむね0.7を、またq値はおおむね1.0（Ctusd値においては0.3）を超える、又はこれと同程度の耐震性能が得られる**と認められること。

3) 木造建物については、構造耐震指標（以下「Iw値」という）が**おおむね1.1に満たない**建物で、**補強後のIw値がおおむね1.1を超える**、又はこれと同程度の耐震性能が得られると認められること。

4) **耐震診断**は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「**国土交通省告示**」という。）により、**耐震診断方法の適用**については、建物の構造及び種別に応じて以下によるものとする。

ア RC造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により、耐震診断の評価方法は**第二次診断**による。

ただし、対象建物の崩壊形式等により**第三次診断**を実施する必要がある場合は**第三次診断**による。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

イ S造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

ウ S造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

エ SRC造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により、耐震診断の評価方法は**第二次診断**又は**第三次診断**による。

オ 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難い建物

W造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。

その他、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

5) 国土交通省告示に基づきIs値やq値を算出する際の地域係数「Z」は、次の(i)(ii)いずれかの数値を用いることとし、各計算には同一の数値を用いること。

(i) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値

(ii) 設置者の方針により採用する(i)を超える数値（上限値：1.0）

6) 耐震補強工事に関連して実施する内装工事等（以下「関連工事」という。）については、(表1)に掲げる工事で**補強工事との因果関係を合理的に説明できる工事を補助対象**と

し、補助対象となる関連工事の施工範囲は、補強壁等の施工に伴い撤去・復旧が必要となる**必要最小限の範囲**であること。

(表1) 耐震補強工事の補助対象範囲 ※耐震補強工事に真に必要な経費に限る。

経費区分	内 容	
耐震診断費	本事業の対象となる建物に係る耐震診断（非構造部材の耐震性調査を含む）及び補強計画策定に要する経費を対象とする（工事着工年度の前々年度支出分までを対象とする）	
実施設計費	工事着工年度の前年度支出分までを対象とする。	
工 事 費	工 事 区 分	対 象 範 囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする
	窓枠の取り替え等	①耐震補強壁等設置部分 ②連窓窓枠の場合で、一部分が耐震補強壁等に係る場合もすべて対象とする。 ③補強建物等の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。
	外 装	①耐震補強壁等を一ヵ所以上設置した同一側面のうち耐震補強工事に伴い必要となる範囲を対象とする。 ②鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事（外壁モルタル等の仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。）に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。
	内 装	①耐震補強壁等の設置に伴い必要となる床・壁・天井等の内装は対象とする。 ②廊下部分に耐震補強壁等を設置する場合は、必要最小限の範囲を対象とする。 ③耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等を対象とする
	照明器具の増設等	耐震補強壁等の設置に伴い、天井材の改修を行う場合に必要となる照明器具の改修を対象とする
	建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	①耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧も対象とする ②耐震補強壁等設置面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等を必然的に撤去・復旧する場合は対象とする（他の位置への復旧を含む） ③耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費や他の用途への改造費を含む。
	建物重量の低減	①既存の屋上防水保護用コンクリートを撤去し、露出防水とする場合など建物重量を減らし地震力を低減させるための工事を対象とする。なお、重量の低減により当該建物の耐震性が向上することを構造計算等で明確にしたものに限る。 ②軽量化を図るために屋上フェンス・塔屋・庇等の撤去は対象とする。
	天窓等の設置	屋上部分の軽量化や照度上の効果等のために天窓等を設置する場合を対象とする。
	高架水槽の移設等	建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている場合、耐震性高架水槽ねの交換を対象とする。
	防火扉等の設置	建築基準法・消防法等の法令の規定により、補強工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務付けられているもの（防火扉等に関する制御装置を含む。）については対象とする。
	設備関係の改造	①補強工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。なお、キューピクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合も対象とする。 ②空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。
	仮設建物工事（リース料）	補強工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
	補強工事の実施に際し支障となる倉庫などの撤去・復旧	補強工事の実施に際し、資材搬入路を確保するために直接支障となる構造物などの撤去費を対象とし、原型復旧についても対象とする。
	本防災機能等強化緊急特別推進事業と他の施設整備事業との合併施工	本防災機能等強化緊急特別推進事業と他の施設整備事業を併せて行う場合、足場などの仮設物が他の施設整備事業で利用されても、本来防災機能等強化緊急特別推進事業に必要な仮設物であれば、防災機能等強化緊急特別推進事業の対象とする。
	その他	本表に掲げるものの以外で、耐震改修（補強）工事との因果関係を合理的に説明できるもので、特に必要と認められる設備の導入や改造工事は対象とする。

6-1-3 補助対象外経費

次の1)～4)に該当する経費は、補助対象外です。

1) 「(表1) 耐震改修工事の補助対象範囲」に掲げる以外の工事に要する経費

- 2) 「室の模様替え工事」「用途替え工事」「補強壁等を施工するために必要となる撤去・復旧工事以外の工事」
- 3) 耐震補強に関連して行われる電気設備工事や機械設備工事（空調・給排水衛生）に係る補強壁等の設置に伴い撤去や移設が必要となる場合以外の経費
- 4) 耐震補強工事への必要性を合理的に説明できない経費
例えば、耐震補強工事と直接関係のない備品等の購入に係る経費や建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等によって明確にされていない耐震性高架水槽への交換工事等に係る経費、耐震補強壁等の設置に伴い必要となる範囲を超えた床・壁・天井及び内装の工事に係る経費など

6-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 I s 0.3未満・q 値 0.5未満・C t u S d 値・I w 値 0.7未満 1／2以内
※非構造部材の耐震対策を併せて実施し、計画調書を一括応募する場合に限り、
非構造部材の耐震対策についても上記補助率を採用する。
上記以外 1／3以内
- 下限額 400万円以上
- 上限額 なし

6-1-5 事業計画書作成上の注意事項

【分割耐震化工事の注意事項】

工事が複数年度に渡る場合（以下「分割耐震化工事」という。）には、応募前に文部科学省に事前相談を行うこと。

分割耐震化工事を計画している場合には、応募の初年度に当該分割耐震化工事の**全体計画・年度計画**（様式任意：配置図・平面図等を用いて、全体・各年度別の工事対象範囲や工事対象面積等を明示）を添付して応募してください。

翌年度以降の分割耐震化工事については、初年度に提出した計画に基づき、当該計画年度に改めて応募してください。

重要！事前相談が行われていない分割耐震化工事については、原則として応募を受け付けません。
初年度の応募が採択されたことをもって、翌年度以降の採択を担保するものではありません。

【事業計画書作成上の注意事項】

応募する事業（耐震補強工事）が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項に基づく計画の認定を受けている場合は、認定通知書の写しを提出してください。その場合には、**様式3-4・耐震診断報告書の写し等**の提出は不要です。

【様式3-1について】

次の1)～3)の事項に注意して作成してください。

- 1) 複数の棟をまとめて応募する場合、**補助率の違い**に注意すること。

なお、**補助率が異なる複数の棟**を応募する場合には、補助率の違いによる計算ミスを防ぐ観点から、**棟ごとに分けて応募**することが望ましい。

- 2) 「改修施設の避難所指定」欄には、改修施設又は改修施設を含む学校が、市町村又は都道府県から避難所として指定を受けているか有無を記すこと。

有の場合は、（ ）内に避難所指定を行った自治体（都道府県や市区町村名）を記入すること。

- 3) 「q 値・C t u S d 値」(該当するものに○)・「Is 値」欄は、**算定された数値**のうち、棟ごとの**最小値**を記入すること。

[様式 3-4について]

次の1)～3)の事項に注意して作成してください。

- 1) 「既存建物の耐震性能の評価」欄には、地震等の災害が起こった場合の当該建物の危険性について、耐震診断の結果に基づき、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 2) 「補強設計と耐震性能の評価」欄には、耐震診断の結果に基づき行われる補強工事の内容、**補強工事による耐震性能の向上**について、**数値を用いて具体的かつ簡潔に記入**すること。
- 3) 「改修前後の Is 値（最小値）」欄は、様式 3-1 の Is 値と対応させること。
また、複数の棟をまとめて応募する場合は、最小となる棟の Is 値を記入し、他の棟については、「既存建物の耐震性能の評価の性能」欄に補助応募する棟ごとの Is 値（最小値）を記入すること。

[耐震診断報告書等の写しについて]

耐震診断結果の概要等必要となる部分のみを抜粋し、該当分にマーカーを引く等分かりやすく表示すること。

6 – 2 耐震診断

6-2-1 応募書類

次の1)～4)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式 3-1～3-4）
- 2) 耐震診断対象施設の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 耐震診断費に係る入札結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 交付申請書（別紙様式 1 及び別紙 1（事業明細書））

6-2-2 補助対象経費

構造体の耐震化に向けた耐震診断であり、次の1)～2)の要件を満たす経費が対象です。

- 1) 交付決定後、令和5年度中に耐震診断を実施し、**耐震性がない建物**（Is 値がおおむね 0.7 未満）であることが明らかになった場合には、**令和8年12月末日までに耐震改修（補強）工事や耐震改築工事に着手**すること。
なお、耐震性がないことが明らかになり、次のア・イに該当した場合は、**補助金返還の対象**となることがあります。
 - ア **令和8年12月末日までに耐震改修（補強）工事や耐震改築工事に未着手**
 - イ **耐震診断後10年以内に解体**（譲渡・転用等を含み、耐震改築に伴う解体を除く）**や使用を停止**
- 2) **新耐震基準施行**（昭和56年6月1日）以前に着工した建物^{注6}（校舎・講堂・屋内運動場その他の体育施設・児童生徒等の寄宿舎・図書館・食堂・課外活動施設・学外研修施設・福利厚生施設など（事務局棟や管理棟など学校法人が「法人管理」部門として管理している建物を除く^{注7}。）であること。

注6：「新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以降に建築された建物」であっても、**旧耐震基準で建築確認を行った建物**は、**補助対象**となります。

注7：学校法人が「法人管理」部門として管理している部分を含む建物（例：理事長室等のある本部棟など）については、教育研究に資する部分の面積割合が $1/2$ 以上であれば建物全体を補助対象とし、 $1/2$ 未満であれば教育研究に資する部分の面積のみを補助対象としますので、建物の配置図や平面図を用いて「教育研究に資する部分」と「学校法人部門として管理している部分」をマーカー等で明示し、その割合が分かるように、建物の総面積及び各部屋等の面積を一覧（様式任意）にして添付してください。

6-2-3 耐震診断方法の適用

耐震診断は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国土交通省告示」という。）により、耐震診断方法の適用については、建物の構造及び種別に応じて次の1)～6)によること。

1) RC造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により、耐震診断の評価方法は「第二次診断」による。
ただし、対象建物の崩壊形式等により「第三次診断」を実施する必要がある場合は「第三次診断」による。
なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

2) S造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

3) S造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

4) SRC造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により、耐震診断の評価方法は「第二次診断」又は「第三次診断」による。

5) 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難い建物

W造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。

その他、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

- 6) 国土交通省告示に基づき I_s 値や q 値を算出する際の地域係数「Z」は、次の(i)(ii)いずれかの数値を用いることとし、各計算には同一の数値を用いること。
 (i) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
 (ii) 設置者の方針により採用する(i)を超える数値（上限値：1.0）

6-2-4 補助対象外経費

次の1)～3)に該当する施設に係る耐震診断費は、補助対象外です。

- 1) 現に未使用である施設、解体予定（譲渡・転用等を含みます）の施設、耐震診断実施後に未使用の予定である施設、借用等で「私立学校校舎等実態調査」に未計上の施設
- 2) 耐震診断実施済みの施設に係る耐震診断費
- 3) 図面作成（既存図面が無い場合の復元）など、耐震診断費以外に必要となる経費
※自然災害等により図面を滅失・毀損してしまった場合にはご相談ください。

6-2-5 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1/3以内
- 下限額 なし
- 上限額 なし

6-2-6 事業計画書作成上の注意事項

[様式3-4について]

次の1)～6)の事項に注意して作成してください。

- 1) 耐震診断を行う施設ごとに作成し、「1調査建物」・「2耐震診断概要」のみ記入すること。
「診断実施時期」欄は、耐震診断実施予定時期を記入すること。
- 2) 「建築面積」欄は、建築基準法上の面積（不明な場合は1階の床面積）を記入すること。
- 3) 「建築年」欄は、耐震診断を実施する建物が完成した年（増築等がある場合は、最も古い建築年）を記入すること。
- 4) 「診断次数」欄は、S造等を除き実施した耐震診断の次数（2次・3次）を記入すること。
- 5) 「適用耐震診断基準」欄は、該当するものに○を付す。その他の場合には具体名を記入すること。（例：○○県耐震診断基準）
- 6) 「(既存建物の耐震性能の評価)」・「(補強設計と耐震性能の評価)」欄は、耐震診断報告書の所見などを簡潔に記入すること。

6-3 非構造部材の耐震対策

6-3-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式4-1～4-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) **非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料**（「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」等に基づく点検結果等）
- 5) 交付申請書（別紙様式1及び別紙1（事業明細書））

6-3-2 補助対象経費

大規模災害（自然災害）発生時における児童生徒等の安全確保のために行われる**非構造部材の耐震対策に必要な表2**に示すもので、次の1)～2)のいずれかの要件を満たす経費等が対象です。

- 1) 大講義室・屋内運動場・屋内プール・講堂・ホール等の**100m²以上の空間**（通路を除く）**を有する建物**（学校法人が法人部門として管理している建物を除く）であること。
- 2) 防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）と**同時施工**する場合であること。

6-3-3 補助対象外経費

落下・転倒の危険性があることを示す**根拠資料がない**など、その**必要性を合理的に説明できない**場合は、補助対象外です。

6-3-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- **補助率** 1／3以内

※**耐震補強工事と同時施工**（一括応募）する場合には、**耐震補強工事の補助率を採用**することが可能

- **下限額** なし

- **上限額** 2億円以下

6-3-5 耐震点検の参考資料

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年5月文部科学省）

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）」（平成31年3月文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

(表2) 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）の補助対象範囲

経費区分	内 容
耐震点検経費	補助対象建物に係る耐震点検（非構造部材の耐震性調査等）・補強計画策定に要する経費（工事着工年度の前々年度支出分まで対象） ただし、 学校関係者による自主的な点検に要する経費 （人件費・備品購入経費等）は、 対象外
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、工事着工年度の前年度支出分まで対象とする。
工 事 費	建築非構造部材（被災時等の安全対策のため行われるものであり、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体（主体構造・躯体）以外の部材）の耐震対策工事 (例) ① 外壁やその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事 ② 建具やガラスの落下防止工事 ③ 間仕切りや内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事 ④ 天井材（下地材・天井ボード）や天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事 ⑤ 屋根材（瓦材等）の落下防止工事 ⑥ 外避難階段等と本体建物の分離防止工事 ⑦ 備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事 ⑧ 管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事 ⑨ 既存の書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事
そ の 他	特に必要と認められる工事

6-4 防災機能強化事業

6-4-1 応募書類

次の1)～4)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式5-1～5-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 交付申請書（別紙様式1及び別紙1（事業明細書））

6-4-2 補助対象経費

大規模災害（自然災害）発生時における児童生徒等の安全確保のために行われる、**防災機能強化事業に必要な**（表3）に掲げる経費であること。

(表3) 防災機能強化事業の対象範囲

経費区分	内 容	
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、工事着工年度の前年度支出分まで対象とする。	
工 事 費	工事の種類	対象となる工事例
	備蓄倉庫等の設置	備蓄倉庫・防災倉庫設置のための既存校舎等の改修工事 など ※倉庫の新增築に係る工事費や倉庫に保存する設備・食糧等は補助対象外
	避難経路の確保	外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事 通路や出入口等の拡幅のための改修・改造工事 など
	屋外防災施設の整備	既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事 防火水槽・耐震性貯水槽・防災井戸の設置工事 など
	避難所指定施設等のバリアフリー化	避難所指定施設及び一時滞在施設において、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる施設環境を整備するために行われるバリアフリー化のための改造工事（スローブ・エレベーター・多目的トイレの設置 など） 原則として、建築物特定施設について、建築物移動等円滑化基準を満たすために行われるものなど、身体障害者等が円滑に施設を利用するため整備するものであることを合理的に説明可能な整備が対象 ※増床部分として延べ床面積に入る部分に係る経費は補助対象外。ただし、工

		レベーターを設置する等の理由により、利用円滑基準・消防法等の法令を遵守するために必要となる合理的かつ最小限の増床はこの限りではない。
その他		自家発電設備等の設置工事やこれに伴い必要となる工事など ※耐震化済の建物への設置や耐震補強工事に関するものに限る

※「その他」欄の自家発電設備等の設置工事や設置に伴い必要となる工事について、避難所の指定を受けている学校に限り、単体整備する場合であっても対象とする。

※本表に掲げるものの以外で、防災機能強化事業の実施に伴い特に必要と認められる設備の導入や改造工事を計画している場合には、事前に文部科学省にご相談ください（例：非常放送設備設置工事など）。

※「その他」に記載する自家発電設備等については設置工事を伴うものに限り補助対象とし、ポータブル発電機などの可搬タイプのものは補助対象外です。

※補助対象は工事や実施設計費であり、付随する備品等については補助対象外です。

※屋外（屋外階段を除く）で実施する避難経路の拡幅については、行政による指導や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）への指定等を条件とします。

6-4-3 補助対象外経費

設置工事を伴わないもの（ポータブルタイプの発電機など、可搬タイプのもの等）は、補助対象外です。

6-4-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

●補助率 1／3以内

●下限額 なし

※避難所指定施設における自家発電設備等の単体整備 200万円以上

●上限額 2億円以下

※避難所指定施設における自家発電設備等の単体整備 500万円以下

6 – 5 安全管理対策（防犯対策）

6-5-1 応募書類

次の1)～4)の書類を提出してください。

1) 計画調書（様式6-1～6-3）

2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）

3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し

4) 交付申請書（別紙様式1及び別紙1（事業明細書））

6-5-2 補助対象経費

児童生徒等の安全を確保するために学校施設の安全対策のための改造工事に必要な経費であり、次の1)～2)の要件を満たす経費等が対象です。

1) 安全対策上課題を抱えている教育施設等のほか、給食施設・倉庫・ボイラーハウス・電気設備・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）であること。

2) 施設の改造工事であり、安全対策上の機能が向上すると認められること。

3) 実施設計費（工事着工年度の前年度支出分までが対象）

[補助対象事業の例]

ア 安全対策のために行う施設工事

①管理諸室の配置換え・それに伴う改造工事

②普通教室・特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え・それに伴う改造工事

③門やフェンス等の設置・改修工事

④その他安全対策のために必要と認められる工事

イ 安全対策設備

防犯監視システムや通報設備の設置工事

6-5-3 補助対象外経費

次の1)・2)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) 改造工事を行わずに安全対策設備を設置する場合
- 2) 守衛所等建物の新築や増築

6-5-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1／3以内
- 下限額 400万円以上
- 上限額 2億円以下

※高等学校・中等教育学校（後期課程）を除く学校については、以下の補助率等を選択することも可能です。（令和7年度までの時限措置）

- 補助率 1／2以内
- 下限額 100万円以上
- 上限額 1,000万円以下

6-6 アスベスト対策工事 ※今回募集なし。

7 耐震改築工事

7-1 事前相談

耐震改築事業を複数年度に渡って実施する場合は、全体の整備計画等を作成し、文部科学省まで事前相談をお願いします。

[事前相談の方法]

高等教育局私学部私学助成課助成第二係までメール（josei2@mext.go.jp）で次の1)～4)の資料を送付してください。（資料の追加提出をお願いする場合があります。）

- 1) 工程表（行政手続き・契約手続き・既存建物の解体工事・新築工事の工程が分かるもの）
- 2) 既設建物と新棟の用途・面積が分かる平面図・面積表等
- 3) 新棟の建設予定場所と既設建物の位置関係が分かる配置図等
- 4) その他（事前相談に必要な資料）

重要！補助を受けた年度の翌年度以降に、新棟の整備や既存建物の解体を中止した場合には、補助金の返還対象となります。

令和5年度から着手する耐震改築事業のうち令和5年度の工事が解体のみの場合には、補助対象外となります。（新棟（地業工事・土工事など）の着手が必要）

新棟の完成後に既存建物を解体する場合は、解体完了後速やかに文書で報告してください。（耐震改築工事の中で一連の補助事業として既存建物を解体する場合を除く。）

新棟の完成後、既存建物を解体する場合は、新棟の整備と既存建物の解体を連続した一連の工事として実施してください。原則、新棟完成後に継続して既存建物を使用することは認めていません。（特段の事情がある場合には、事前に文部科学省と協議をお願いします）。

7-2 応募書類

次の1)～15)の書類を提出してください。

- 1) (様式8-1～8-4)

- ※様式 8-4（採択理由書）は、耐震診断費、実施設計費、工事費ごとに作成
- 2) 耐震診断報告書等の写し（解体予定の既存建物の **I s 値等の掲載部分のみ**）
 - 3) 耐震診断結果の公的機関等の確認結果
 - 4) 補強で対応することが困難な理由書（様式自由）【該当する場合のみ】
 - 5) 補強計画の写し・補強計画についての公的機関等の確認結果【該当する場合のみ】
 - 6) コンクリート強度の平均値を算出した資料
 - 7) コンクリートコア試験報告書
 - 8) 耐震診断・実施設計・工事・工事監理（新棟の工事監理に限る）に係る入札等の結果が分かる書類や見積書の写し
 - 9) 経費按分に関する資料（様式自由）【該当する場合のみ】
 - 10) 工程表（様式自由）
 - 11) 配置図（様式自由）
 - 12) 解体予定の既存建物の図面（様式自由）
 - 13) 新棟の計画図面（様式自由）
 - 14) 避難所指定にかかる自治体との協定書の写し【該当する場合のみ】
 - 15) 交付申請書（別紙様式 1 及び別紙 1（事業明細書））

7-3 補助対象要件

今後発生が懸念される大規模地震等に備え、地震発生時における児童生徒等の安全確保や地域の避難場所としての機能確保などのために行う、次の「7-3-1 改築（解体）対象となる既存建物」以降の要件を満たす経費が対象です。

7-3-1 改築（解体）対象となる既存建物

次の 1)・2) の要件を満たす既存建物が対象です。

1) 建物用途等

新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物^{注8}（校舎・講堂・屋内運動場その他の体育施設・児童生徒等の寄宿舎・図書館・食堂・課外活動施設・学外研修施設・福利厚生施設など（事務局棟や管理棟など学校法人が「法人管理」部門として管理している建物を除く。）を対象とする。（詳細：7-3-4 参照）

注8：「新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以後に建築された建物」であっても、**旧耐震基準で建築確認を行った建物は、補助対象となります。**

2) 耐震性能等

ア **耐震性能が著しく低い建物**（耐震性能等は、**棟ごとに最も低い値で判断**）

①解体予定の既存建物（以下「**解体建物**」という。）が、鉄筋コンクリート（RC）造・鉄骨（S）造・鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造の場合は、**I s 値がおおむね 0.3 に満たないものや、q 値がおおむね 0.5 (C t u S d 値の場合は、おおむね 0.15) に満たないこと**

②解体建物が、木（W）造の場合は、**I w 値がおおむね 0.7 に満たないこと**

イ **耐震補強工事を行うことが不適であると認められる建物**

①RC 造・SRC 造の建物で、**構造体コンクリート強度が 10.0 N/mm²未満であること**
 ②**技術的に補強が困難であると認められるもの**（7-5-3 参照）

[**技術的に補強を行うことが困難な例**]

- ・地盤の耐力不足などのため補強工事を行うことが不適当
- ・極端に多くの補強部材が必要になるなど、補強工事を行うことが不適当

③技術面・教育研究機能面などから総合的に判断し、補強での対応が困難であると認められるもの（7-5-3 参照）

[技術的・教育研究機能面等から総合的に判断し補強での対応が困難な例]

- ・RC造・SRC造の建物で、構造体コンクリート強度が 10.0 N/mm^2 以上 13.5 N/mm^2 未満であって、技術面と教育研究機能面の両面から総合的に見て補強で対応することが不適当

重要！ 上記②・③を理由として耐震改築工事を行う場合には、文部科学省への事前相談が必要です。事前相談のない事業は、応募を受け付けない場合があります。

7-3-2 新棟の整備場所に関する条件

- 1) 新棟^{注9}は、解体建物と同じ場所や隣接した場所に整備すること。

ただし、教育研究環境の向上等を図る観点から他の場所に整備する場合は、地域コミュニティとの関係性や一体性等を損なわない範囲であり、解体建物が有する機能や他の学内施設との関連性、児童生徒等の利便性等が維持できると認められる場合に限り対象とします。（同一キャンパス内に限る。）

注9：既存建物の解体後、新たに整備する建物のこと

- 2) 新棟を別キャンパスに整備する場合は、既存キャンパス内に「2-2-1 改築（解体）対象となる既存建物」の要件を満たす建物がある場合であっても対象外となります。

ただし、次のア・イに該当し、現在の敷地が事業の実施に適さない特別の理由がある場合には、別敷地に整備する場合についても対象となります。

- ア 現在の敷地が崖地・軟弱地盤・津波被害の恐れがある地域等に所在している場合
- イ 既存敷地では、法規制等により解体建物と同規模の建物の整備が困難な場合

重要！ 解体建物の場所と異なる場所に新棟を整備する場合には、文部科学省への事前相談が必要です。事前相談のない事業については、応募を受け付けない場合があります。

7-3-3 新棟の建築計画に関する条件と補助対象範囲

新棟の建築計画（構造・階数・面積等）について、特段の制限はありませんが「7-3-4 補助対象範囲の条件とその面積」に規定のとおり、解体建物の延べ面積・用途等により、補助対象範囲は限定されます。

7-3-4 補助対象範囲の条件とその面積

新棟の補助対象範囲は、以下の要件を満たす範囲とし、その面積（以下「補助対象面積」という。）は、解体建物の延べ面積を上限とします。

解体建物と新棟の補助対象面積の算出について、用途や学校ごとに床面積を区分して算出する場合には、原則として、階やエリアなどを用途や学校ごとに区分することとし、やむを得ず区分できない部分のみ、専有部分の面積割合・児童生徒数・施設利用率などの合理的な方法により按分して算出すること。

7-3-4-1 建物用途による条件

新棟のうち、解体建物と同じ用途（7-2-1 の 1）建物用途等で対象と規定しているものに限る。）の部分が補助対象範囲となります。

なお、解体建物に法人部門として管理している部分（理事長室・役員室・事務室等（以下「法人管理諸室」という。））がある場合は、解体建物の教育活動等に資する部分（校舎・体育館・寄宿舎など教育活動諸室（以下「教育活動諸室」という。）との面積割合に応じて以下のように取り扱います。

また、廊下やトイレ等の共用部については、教育活動諸室に付随する場合には教育活動諸室に含み、法人管理諸室に付随する場合には、法人管理諸室に**それぞれ含むこと**とします。

[教育活動諸室の面積/解体建物の延べ面積] が 1 / 2 以上：解体建物全体の面積が対象

[教育活動諸室の面積/解体建物の延べ面積] が 1 / 2 未満：教育活動諸室の面積のみ対象

ただし、解体建物全体が改築対象となった場合であっても、**法人管理諸室のみを独立した建物として整備する場合は対象外**となり、**新棟内の法人管理諸室は、解体建物の法人管理諸室の床面積を補助対象範囲の上限**とします。

7-3-4-2 新棟を使用する学校による条件

新棟のうち、解体建物を使用していた学校が使用する部分が対象となります。

7-3-4-3 解体建物が複合用途である場合の条件

解体建物が複合用途（例：校舎と体育館）の場合には、**床面積について、各用途の機能を損なわない範囲の減少や各用途の 1.5 倍を超えない範囲の増加が補助対象**となります。

ただし、**新棟の補助対象面積は、解体建物の延べ面積が上限**です。

	校舎の面積	体育館面積	合計面積
解体建物	3,600m ²	900m ²	4,500m ²
新 棟	3,400m ² 減は機能を損なわない範囲で制限なし	1,500m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲が対象 解体建物の延べ面積から 1,100m ² までが対象	4,900m ² 解体建物の延べ面積を上限に 4,500m ² まで対象

7-3-4-4 解体建物を複数の学校で共用している場合の条件

解体建物を複数の学校（例：中学校と高等学校）で共用している場合には、**床面積について、各学校の機能を損なわない範囲の減少や各学校の 1.5 倍を超えない範囲が補助対象**となります。ただし、**新棟の補助対象面積は、解体建物の延べ面積が上限**です。

	中学校面積	高等学校面積	合計面積
解体建物	2,000m ²	2,500m ²	4,500m ²
新 棟	1,800m ² 減は機能を損なわない範囲で制限なし	3,000m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲が対象 解体建物の延べ面積から 2,700m ² までが対象	4,800m ² 解体建物の延べ面積を上限に 4,500m ² まで対象

7-3-4-5 複合用途の解体建物を単一用途の新棟として整備する場合や複数の学校で共用している解体建物を単一の学校が使用する新棟として整備する場合の条件

複合用途の解体建物や複数の学校で共用している解体建物を単一の用途や単一の学校が使用する新棟として整備する場合には、**床面積について、解体建物のうち新棟として整備する用途や新棟を使用する学校が使用している床面積の 1.5 倍を超えない範囲が補助対象**となります。

ただし、**新棟の補助対象面積は、解体建物の延べ面積が上限**です。

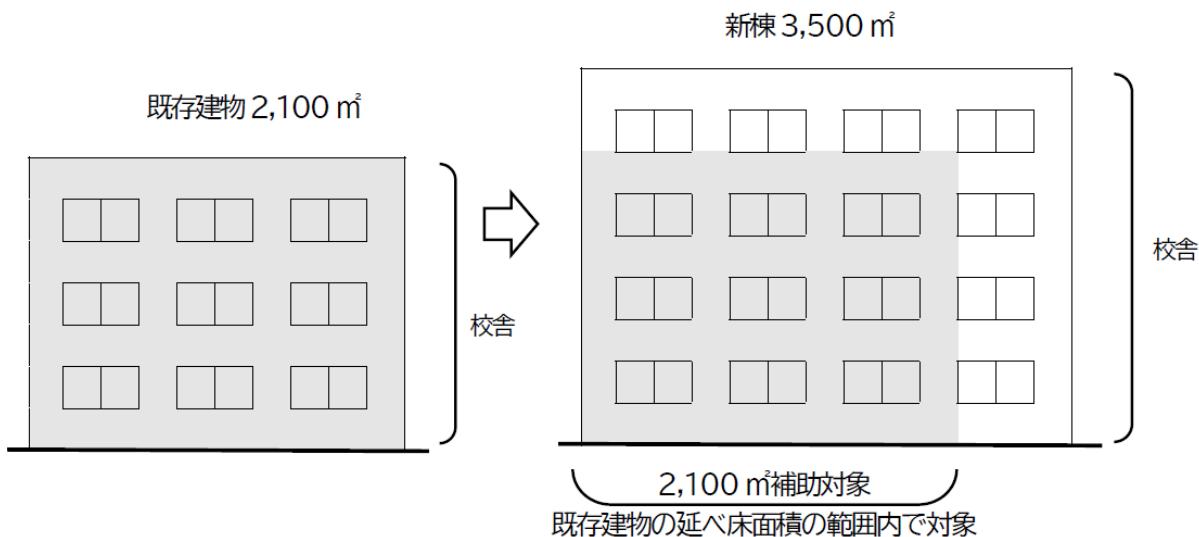
	校舎面積	体育館面積	合計面積
解体建物	3,600m ²	900m ²	4,500m ²
新 棟	5,500m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲が対象 この場合、合計面積により4,500m ² までが対象		5,500m ² 解体建物の延べ面積を上限に4,500m ² まで対象

	中学校面積	高等学校面積	合計面積
解体建物	2,000m ²	3,000m ²	5,000m ²
新 棟		5,000m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲を対象 に4,500m ² までが対象	5,000m ² 解体建物の延べ面積を上限 に4,500m ² まで対象

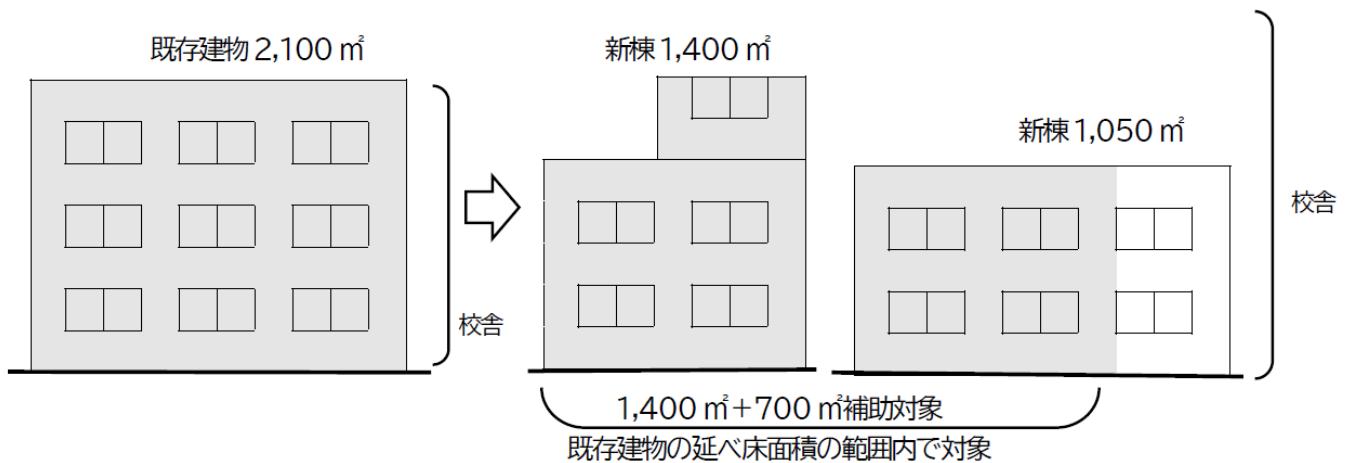
重要！補助対象面積の上限を下回る面積で新棟を整備（見かけ上補助対象面積が残っている状態）した場合であっても、当該面積をもって新たな耐震改築事業に応募することはできません。

複数の新棟を整備する場合や複合用途の施設が対象となる場合には、文部科学省への事前相談が必要です。事前相談のない事業については、応募を受け付けない場合があります。

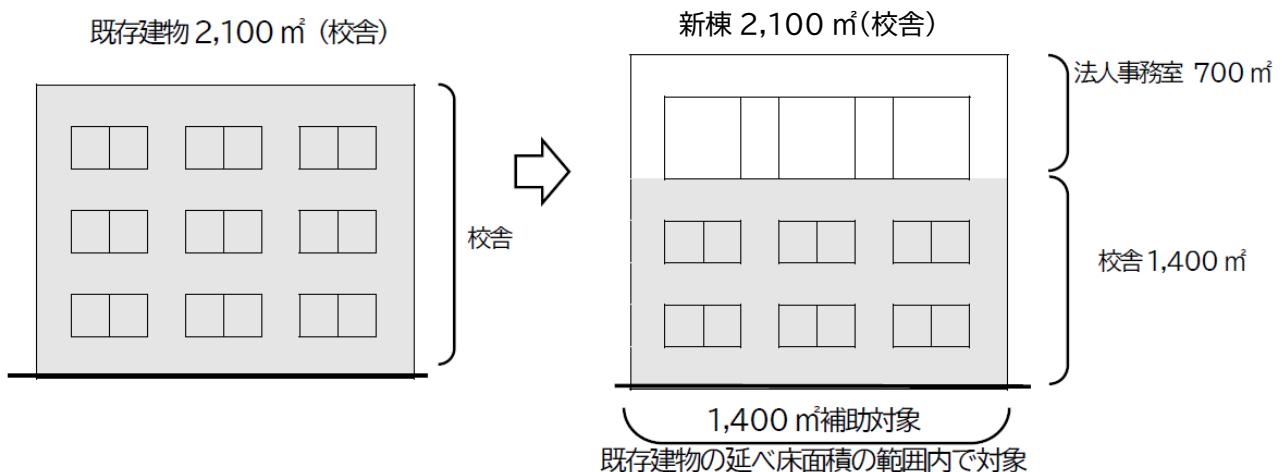
既存建物よりも面積の大きな建物を整備する場合



1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合



既存建物と異なる用途の建物と合築する場合



7-4 補助対象経費

次の「7-4-1 耐震診断費」以降の要件を満たす経費が対象です。

なお、工事費については、学校施設として標準的に必要と認められる整備が補助対象となりま

す。（建学の精神に基づく**特色ある教育活動等の実施に必要な整備に係る経費は補助対象外**）

新棟の経費算出については、**項目ごとに補助対象内外を区分することを原則とし、躯体工事など明確な区分が困難な項目**については、**専用部分の面積割合・児童生徒数・施設利用率などの合理的方法によって按分して算出すること。**

7-4-1 耐震診断費

解体建物に係る耐震診断費（補強計画の検討等に係る経費・公的機関の確認を受けるための経費を含む）

重要！耐震診断費は、工事着工年度の前々年度支出分までが補助対象となります。

7-4-2 実施設計費

- 1) 解体建物の解体工事に係る実施設計費（アスベスト調査などを含む。）
- 2) 新棟の新築工事に係る実施設計費（測量・ボーリング調査などを含む。）

7-4-3 工事費

7-4-3-1 新棟の建設工事費

次のア～ウの経費が対象です。

- ア 躯体工事（基礎・軸組・床組・小屋組・壁体など）
- イ 仕上げ工事（屋根・天井・建具・造作・内外装・諸仕上など）
- ウ 雑工事（学校に一般的に付随するもののうち造り付けのもの・既製品であっても建物の一部として仕上げ工事等と一緒に整備するもの（黒板・掲示板・物入れ等）を対象とし、**工事を伴わず設置（配置）するだけの学校家具や備品類（机・椅子・ブラインド等）は対象外**

7-4-3-2 新棟の周辺整備費

次のア～工の経費が対象です。

- ア **新棟と一体的な構造**となっている建物出入口の階段・スロープ・庇・バルコニー・屋外階段・ドライエリア擁壁
- イ 新棟周辺の整地
- ウ インフラ（電気・水・ガス等）の配線・配管（**建物外壁線から外側は対象外**）
- エ 雨水管・污水管・実験等の各排水管（建物から第一棟への接続までを対象とし、**第一棟の整備は対象外**）
- オ 花壇・道路・排水（支線・幹線）・共同溝（建物と一体構造の接続部は除く）は**対象外**

7-4-3-3 工事監理費

新棟の工事監理費（**補助対象となる工事に係る部分のみ**）が対象です。（解体工事の監理費は対象外）

7-4-3-4 既存建物の解体工事費

次のア～オの経費が対象です。

- ア 新棟の新築工事と同じ年度に行う解体工事費（基礎・基礎杭の撤去、解体のために必要となる仮設工事（山留め・仮囲い・防音パネル・乗入構台・養生鉄板等）やインフラ等の切り回し、仕上材等の分別撤去、廃棄材の運搬・処分費、地下部取壊しに伴う埋戻し及び整地に係る経費を含む）

- イ 耐震改築工事を複数年度に渡って実施する場合には、原則として、新棟の新築工事を実施する年度の前年度（先行解体）又は翌年度（完成後解体）に行う解体工事費
- ウ 大気汚染防止法第18条の15に基づき実施するアスベスト調査費
- エ 新棟の整備のために必要な、資材搬入路の確保等に直接支障となる構造物等の撤去費（土工事の掘削範囲や重機類の設置・移動範囲内にある樹木や花壇・道路・電柱・設備類等の構造物、排水管・桟・マンホール・共同溝等の埋設構造物等を含む）
- オ 原型復旧費（新棟の整備場所の解体建物の対象とならない別の建物を解体する場合の工事費は対象外）

7-4-3-5 仮設建物に係る経費

仮設建物は、新棟を解体建物と同じ場所又は隣接した場所に整備するなど、耐震改築工事の実施に伴い直ちに解体建物が使用できなくなる場合に限り、代替の建物が必要となる期間・既存建物の延べ面積を上限として、新棟の新築工事と同じ年度か前年度に限り対象とします。

重要！ 仮設建物は、新棟の完成後、速やかに解体することが必要となります。

7-5 その他の補助要件

7-5-1 耐震診断の適用基準

耐震診断方法の適用については、建物の構造・種別に応じて次の「7-5-1-1 RC造・SRC造の建物」以降に従って実施すること。

7-5-1-1 RC造・SRC造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）を適用し、耐震診断の評価方法は「第二次診断」とすること。なお、解体建物の崩壊形式等により「第三次診断」とする必要がある場合には「第三次診断」とすること。
（「第一次診断」のみでは補助対象外）

7-5-1-2 S造の建物【校舎等】

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）によること。

7-5-1-3 S造の建物【屋内運動場】

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）によること。

7-5-1-4 上記以外の構造の建物等

- 1) 壁式鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法によること。
- 2) その他、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

7-5-2 地域係数「Z」の取扱い

国土交通省告示に基づき建築物の各階のI s 値・q 値を算出する際の地域係数「Z」は次の1)・2)いずれかの数値とすることができます。なお、各計算には同一の数値を用いること。

- 1) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 88 条に規定する数値
- 2) 設置者の方針により採用する 1) を超える数値（上限：1.0）

7-5-3 耐震補強工事を行うことが不適当であると認められる場合の条件

7-5-3-1 構造体のコンクリート強度の評価等 [次ページ参照]

- ア 構造体のコンクリート強度は、解体建物からコンクリートコアを採取して実施した圧縮強度試験の結果によること。
- イ 圧縮強度試験は、各階・完成年ごと（構造上別棟の場合は別の建物として扱うこと。）に主要構造部（耐震壁・梁など）から 1 本以上のコアを採取し、公的試験所等で行うこと。
- ウ コアの圧縮強度が 10.0 N/mm^2 未満の場合には、再度コアを採取し試験を行うこと。再度採取するコアの数は当初分と合わせて計 3 本以上とし、それぞれの圧縮強度試験結果の平均値のうち、最小値を当該建物のコンクリート強度とすること。
なお、コアの採取方法等については、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説 2.5.1 コンクリート材料の調査」を参考とすること。

7-5-3-2 技術的に補強を行うことが困難な場合

- ア 技術的に補強を行うことが困難な場合には、理由書を提出すること。
- イ 理由書には、策定した補強計画（7-5-4 に示す公的機関等の確認が必要）を踏まえ、補強で生じる課題や問題点を明確に記載すること。

7-5-3-3 技術面・教育研究機能面等から総合的に見て補強での対応が困難な場合

- ア 技術面・教育研究機能面等から総合的に見て補強での対応が困難な場合には、理由書を提出すること。
- イ 理由書には、構造体のコンクリート強度の評価等や、耐震補強を実施した場合のプラン等（7-5-4 に示す公的機関等の確認が必要）を踏まえ、補強を行うことで生じる技術面・教育研究機能面の課題や問題点を明確に記載すること。

7-5-4 耐震診断等の公的機関等の確認

耐震改修工事に係る事業計画の適正性を担保する観点から、耐震診断結果や補強計画等について、次の 1)・2) に記載する公的機関などの確認を受けること。

- 1) 耐震改修計画を所管行政庁が認定する前段階の審査機関として位置付けられている公益法人・民間企業など
- 2) 構成員のうち複数が大学教授等の建築構造の専門家である審査委員会等を設置している公益法人・地方公共団体・民間企業など

[公的機関の例]

- ・既存建築物耐震診断
- ・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会）など

[コンクリート強度の算定方法]

※ コンクリートコアを各階ごと、完成年ごとに1本以上採取し、圧縮強度試験を実施。

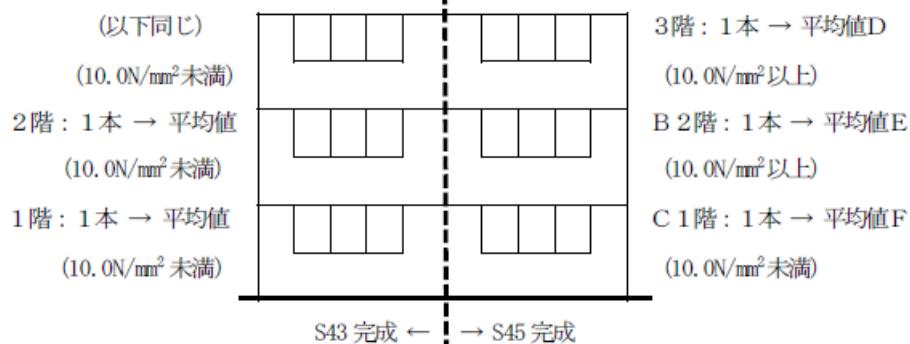
※ コアの圧縮強度が 10.0N/mm^2 未満となった場合は、再度コアを計3本以上となるよう追加採取し、圧縮強度試験を実施。

(下図は4箇所で強度が 10.0N/mm^2 未満だった場合)

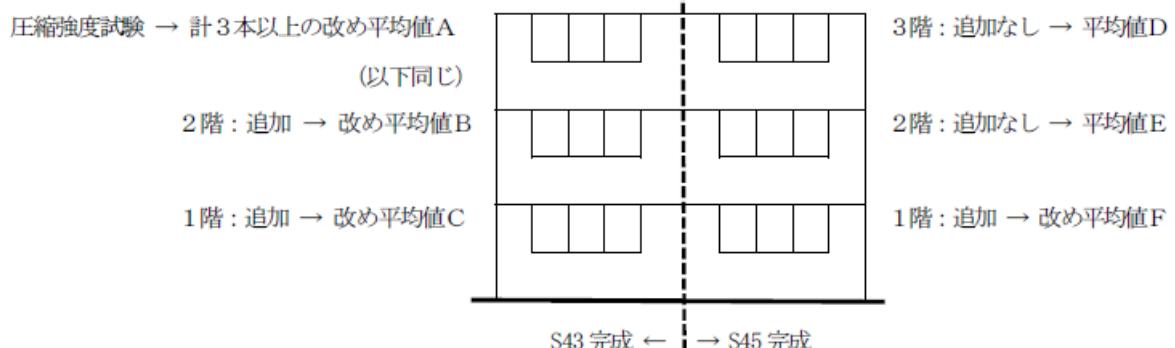
※ 平均値A～F（追加採取した場合は改め平均値）の最小値がこの建物のコンクリート強度となる。

◆コンクリートコア（当初）

3階：1本以上採取 → 圧縮強度試験 → 平均値A

◆コンクリートコア（ 10.0N/mm^2 未満となった階は追加採取）

3階：計3本となるよう追加採取



7-6 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1／3以内
- 下限額 なし
- 上限額 なし

7-7 事業計画書作成上の注意事項

「耐震診断費」「実施設計費」を補助対象外とする場合（他の国庫補助で耐震診断を実施するなど）は、関係書類の提出は不要です。

7-7-1 計画調書【様式8-1】

「計画調書」について、経費は様式8-2の各経費と整合を図るとともに、次の1)～13)の事項に注意して作成してください。

- 1) 計画調書は、応募単位（2事業応募単位を参照）ごとに別葉で作成すること。
- 2) 「管理責任者所属・職・氏名」欄には、解体建物を管理している者を記入すること。
- 3) 「耐震指標」欄は、I_s値・I_w値のいずれかを選択し、棟ごとの最小値を記入すること。

- 4) 「水平耐力」欄は、q 値・C t u S d 値のいずれかを選択し、**棟ごとの最小値**を記載すること。
- 5) 「コンクリート強度」(7-5-3-1 参照) 欄は、当該建物の**最小値**を記載すること。
- 6) 「構造階数」欄は、「構造 地上階数－地下階数」と記載すること。
(記入例：鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階の場合 → RC造 2-1)
- 7) 「延べ面積」欄には、施設の延べ床面積を記載すること。なお、**用途や学校ごとに面積を区分する必要があるときは**、次の記載例を参考に必要事項を備考欄に記載すること。

[記載例]

- ア 補助対象となる解体建物が、中学校と高等学校の共用する校舎 (2,500m²) の場合
→「解体建物 中学校：1,000m²・高等学校：1,500m²」
 - イ 補助対象となる解体建物（校舎）1,500m²と補助対象外の法人事務棟600m²を合築し1棟として整備する場合
→「新棟 校舎部分（対象）：2,000m²・法人事務棟部分（対象外）：700m²」
- 8) 「用途」欄では、**複数の学校や用途**で使用（予定）する場合には、**該当する全ての選択肢にチェックを入れること。**
 - 9) 「着手日」「工事完成予定日」欄は、**西暦**で月日まで記入すること。
 - 10) **3棟以上の解体建物**がある場合には、備考欄に必要事項を記入すること。
 - 11) 「改築施設の避難所指定」欄には、学校が、**市区町村や都道府県の避難所指定の有無**を選択すること。「あり」の場合は、「**指定自治体**」欄に避難所指定を行っている**市区町村や都道府県名**を記入すること。
 - 12) 「補助希望額」欄には、「**補助対象事業経費**」に**補助率と調整率を乗じた金額の範囲内**で**補助希望額（千円未満切捨て）**を記入すること。**（円単位）**
 - 13) 「解体施設の現在の利用状況」欄には、当該施設の現在（事業実施前）の利用状況について、**具体的かつ簡潔**に記入すること。

7-7-2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳【様式8-2】

「耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳」の内容は、**補助対象外経費**（按分の場合も含む。）**も記入し**、**様式8-1（計画調書）の記載内容や入札金額等と整合を図り**、次の1)～7)に注意して作成してください。

- 1) 「**内容・目的**」欄は、**各項目の仕様等が判別可能**となるよう**簡潔**に記載すること。
- 2) 「**工事明細**」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」等入札書等に記載の工事項目のほか、細目も記入すること。
- 3) 「**数量**」欄には、施工面積・幅・長さなど数量が明らかな場合には、「一式」とせず数量・単位を記入すること。
- 4) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙（様式自由）を用いて記載すること。**（1枚に収めるための省略は不可）**
- 5) 「**金額**」欄は、**円単位**で記入すること。**1円未満**の端数は、四捨五入せず**切り捨てる**こと。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。
- 6) **入札書や内訳書等**の添付資料には、様式に記入した**金額や数値等が容易に判別可能**となるように、マーカーで線を引くなど**該当箇所を明確**にすること。
- 7) 補助対象となる工事費のうち、**新棟の工事費**が、別添（耐震改築工事の補助単価等）1(2)に定める**「建物工事費算定額」**を超える場合、以下の記載例を参考として「**内容・目的**」欄に**「建物工事費算定額を超える額」**と記載し、「**金額**」欄に**その金額**を記載すること。

[記載例] 実際の建物工事費が210百万円・建物工事費算定額が200百万円の場合

工事明細		内容・目的	数量	金額(円)
工 事 費	補助対象	(建物整備) ●●躯体工事 ▲▲撤去・再取付	x y	150,000,000 60,000,000
		建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額についても、補助対象の工事内容は全て記載		△10,000,000
	補助対象外	補助対象工事費計 (=⑤)		200,000,000
□□工事		■■工事	z	40,000,000
		建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額を記載		10,000,000
補助対象外工事費計 (=⑥)				50,000,000



7-7-2 建物工事費調書 [様式 8-3]

別添1（耐震改築工事の補助単価等）を確認し、「様式8-3 記入例」を参考に作成することとし、「特殊工事費」欄に記入する項目については、入札書や内訳書等の該当部分が容易に判別可能となるように、マーカーで線を引くなど該当箇所を明確にすること。

7-7-3 耐震診断報告書等の写し

耐震診断報告書等の写しは、耐震性能の確認に必要な部分（I s 値など）を厳選し、該当部分をマーカーで明示すること。（計算書や図面等は添付不要）。

7-7-4 計画図面等

- 1) 解体建物・新棟について、配置図・平面図・立面図等を提出すること。
- 2) 図面は、工事内容の判別可能なものの（基本計画図・基本設計図程度を想定）とし、枚数を厳選すること。
- 3) 以下に記載する要件を満たすこと。
 - ア 配置図：解体建物と新棟の位置関係を明示すること。
 - イ 平面図：用途が分かるよう室名等を付すし、解体建物と新棟で異なる用途が存在する場合には、判別可能となるように、マーカーで線を引くなど該当箇所を明確にすること。

耐震改築工事の補助単価等

1. 耐震診断費・既存建物解体費

耐震診断費・実施設計費・工事監理費・既存建物解体費・仮設建物費について、それぞれ補助対象範囲に係る経費を計上すること。

2. 建物工事費

建物工事費は、下表により算出した額（「建物工事費算出額」という。）と実際の建物工事費（補助対象範囲に係る建物整備・建物周辺整備の合計額）のうち、いずれか少額を採用すること。

$$\text{建物工事費算出額} = \text{一般工事費} (\times \text{地域別補正係数}) + \text{特殊工事費}$$

一般工事費：新棟のうち補助対象面積 × 一般工事単価

一般工事単価：建物種別単価 × 地域別補正係数

特殊工事費：立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事項目ごとに積み上げた額の合計

ア 建物種別単価

建物種別単価は、新棟の整備目的や利用計画などにより選定すること。なお、対象区分や対象施設が複数に渡る場合は、面積や単価を区分して算出すること。

(令和5年度建物種別単価)

[単位：千円/m²]

対象区分	対象学校・施設（例）	構造	単価 (100%地区)
A 校舎 図書館 学生寮	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)	R C	255.3
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校		263.3
B 屋内運動場	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)	RC+S	254.1
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校		261.5
C 講堂	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)	R C	338.8
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校		337.0
D 支援施設	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)	R C	234.6
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校		233.4
	福利施設		224.1
	課外活動施設		206.5

イ 地域別補正係数

(屋内運動場以外)

係 数	適用される都道府県名
105%地区	北海道・沖縄県
100%地区	105%地区と95%地区以外の都府県
95%地区	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県 高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

(屋内運動場のみ)

係 数	適用される地区
100%地区	一般地区(下段の多雪地区以外)
110%地区	多雪地区(建築基準法施行令第86条による)

ウ 補正単価

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校については、下表の①区分に該当する場合は、建物種別単価に②特別加算率を乗じて算定した補正単価を加算する。(100円未満四捨五入)

$$\text{補正単価} = \text{建物種別単価} \times \text{特別加算率}$$

① 区 分	② 特別加算率
A 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合	5/100
B へき地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号)第3条に基づく1級から5級のへき地学校の場合	5/100
C 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合	10/100※
D 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する区域に所在する場合	28/100
E 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条に規定する区域に所在する場合	116/100
F 公害(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項の公害をいう。)の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築を行う場合	8/100

- 当該事業がAからEまでの区分の2以上に重複して該当する場合においても、重複して特別加算率は加えられない。
- 1に掲げる区分以外に重複して該当する場合は、特別加算率を加えられる。
- ※印の率について、下表に掲げる特定の離島については、その加算率とする。

地域名	離島名	加算率	地域名	離島名	加算率	地域名	離島名	加算率
北海道	奥尻島	22/100	中 国	隱岐島	16/100	沖 縄	宮古島	14/100
	利尻島	30/100		五島列島	14/100		石垣島	14/100
	礼文島	30/100		対 馬	18/100		上記以外の離島	26/100
関 東	大 島	20/100		壱 岐	12/100			
	三宅島	42/100		種子島	20/100			
	八丈島	52/100		大隅諸島	20/100			

備考：これらの離島と立地条件等が近似している近隣諸島を含む。

工 特殊工事費

建物種別単価には、施設ごとに標準的な仕様の単価を計上しているため、立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事費（特殊工事費）については、別途必要となる経費を計上すること。

（特殊工事費の例）

工事項目	具 体 例
地盤改良	地震時の液状化対策として、地盤改良を行う場合
敷地造成	敷地の状況により、掘削・切土・盛土を行う場合
山留	根切工事の際に、周辺地盤の崩壊を防ぐために山留を行う場合
杭	支持地盤まで杭を施工する場合
不用土処分	敷地造成などで発生した不用土を敷地外で処分する場合
受変電設備	受変電設備を必要とする場合
エレベーター	障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に施設内を移動するために必要な場合
建物解体費	補助対象となる既存建物の解体に必要な経費
仮設建物費	耐震改築工事の実施に伴い必要となる仮設建物の整備に係る経費

8 エコキャンパス推進事業

8-1 照明設備の省エネルギー（LED）化工事

8-1-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

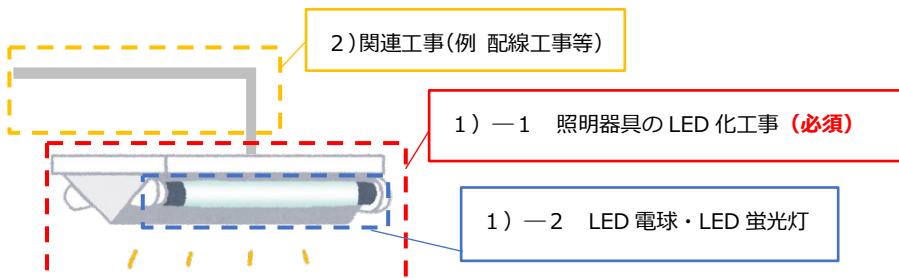
- 1) 計画調書（様式9-1～9-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) その他参考となるもの
- 5) 交付申請書（別紙様式1及び別紙1（事業明細書））

8-1-2 補助対象経費

エコキャンパスの推進のために行われる、既存の蛍光灯等をLED化する工事に必要な経費であり、次の1)～4)の要件等を満たす経費が対象です。

- 1) 主に児童生徒が日常的に利用する教室等において、既存の蛍光灯等をLED照明器具に付け替えるための整備費用（LED電球・LED蛍光灯の費用、既存蛍光灯等の撤去費用含む）
- 2) 1)の整備の実施に際し必然的に必要となる関連工事（既存の蛍光灯のLED化との因果関係が合理的に説明可能なものに限る。）に要する経費
- 3) 実施設計費（工事着工年度の前年度支出分までが対象）

※イメージ図



「照明器具のLED化工事」が必須であり、「LED電球・LED蛍光灯」+「関連工事」のみでは補助対象となりません。

8-1-3 補助対象外経費

改造工事を伴わない設備等の備品を購入・設置する経費は補助対象外です。

（例）LED電球のみの購入 等

8-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1/3以内
- 下限額 1,000万円以上
- 上限額 2億円以下

9 施設環境改善整備事業

9-1 空調設備等工事

9-1-1 応募書類

次の1)～4)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式 10-1～10-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 交付申請書（別紙様式 1 及び別紙 1（事業明細書））

9-1-2 補助対象経費

環境衛生の改善を図るために行う空調設備等の整備に必要となる、次の 1)・2) の要件を満たす経費が対象です。

- 1) 教室等の空調設備等の整備

空調設備が備わっていない教室等において、熱中症の予防など衛生環境改善を図るために既存教室等（児童生徒が日常的に利用する教室等に限る。）への空調設備等の整備や整備に伴い必然的に必要となる関連工事（空調設備等の整備との因果関係が合理的に説明可能なものに限る。）に要する経費であること。

- 2) 実施設計費（工事着工年度の前年度支出分までが対象）

なお、応募事業量（補助希望額の総和）が予算を超過した場合には、**新設を優先して採択**する予定です。

[補助対象の例]

- ・空調設備の新設
- ・換気設備の新設
- ・故障が頻発しているものの保守部品が供給停止となり、修理・修繕が出来ない空調設備の更新（修理履歴が分かる資料や空調機製造メーカー等が発行した保守部品の供給停止を証明する書類を提出してください。）

9-1-3 補助対象外経費

改造工事を伴わない設備等の**備品を購入・設置する経費**は補助対象外です。

9-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1／3 以内
- 下限額 200万円以上
- 上限額 2億円以下